公益社団法人本宮市シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人本宮市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業することを目的に定める。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業にあたり本基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

- 第3条 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- 2 器具類は、使用前に必ず点検すること。
- 3 服装・履物は、作業に合った動き易いものとすること。
- 4 就業前には、軽い柔軟体操等により体をほぐすこと。
- 5 加齢による諸身体機能の低下を充分認識し、無理をしないこと。
- 6 作業現場では、常に整理整頓を心がけること。
- 7 共同作業では、合図・連絡を正確に行なうこと。
- 8 自宅を出たら就業の意識を持ち、交通事故等に充分気をつけること。
- 9 常に健康に留意し、心身ともに健康な状態で就業すること。
- 10 就業の前日は、充分な睡眠を心がけること。

(作業安全基準)

第4条 会員は、樹木剪定、塗装、清掃等の作業に従事する場合は、作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全防護具)

- 第5条 危険を伴う作業に従事するにあたっては、必ず安全帽(ヘルメット) を着用すること。高所作業にあたっては、必要に応じ安全帯を使用すること。
- 2 会員は、前項のほか作業別に必要な安全保護具を着用し作業に従事すること。

(交通災害防止)

第6条 会員は、通勤・着任及び路上作業中は、交通ルールを守るとともに交通事故には充分注意しなければならない。

特に、自動車、オートバイ及び自転車の運転には充分注意するものとする。 (作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうか を確認してから作業に着手しなければならない。 (標識の設置)

- 第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行なうときは、作業中であることがわかる標識等を設置し、事故の防止に努めなければならない。 (器具類の使用)
- 第9条 会員は、器具類を使用するに際し、正しい取り扱い方法により作業すること。
- 2 会員は、就業に使用する器具類について、必ず就業前に点検し安全を確認するとともに、定期的な点検を実施しなければならない。

(健康管理)

- 第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、自ら健康診断を受けることを 旨とする。
- 2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を充分にとるよう心がけるものとする。

(報告事項)

- 第11条 会員は、就業中及び就業現場の往復に怪我もしくは、体に異常を感じたときは、直ちにセンターに連絡し応急措置をとらなければならない。 (委任)
- 第12条 この基準を定めるもののはか、必要な事項は、理事長が理事会に諮り別に定める。

(その他)

第13条 会員は、この基準に定めるほか、センター等の指示に従い作業に従 事しなければならない。

附則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。